

名古屋遊球連盟規則



名古屋遊球連盟

名古屋遊球連盟規則

第1条 本リーグは「名古屋遊球連盟」と称する。

第2条 本リーグの事務局を置く。

第3条 本リーグは次の事項を行うことを目的とする。

- (1) 野球技術の向上を図る。
- (2) 野球を通じて各チーム選手相互の「親睦」と「和」を図り、健康の増進に務める。
- (3) 全各項の目的を達成するため、各種の大会を開催・参加する。

第4条 本リーグに加入し、又脱退するときは次により行うものとする。

- (1) 本リーグに加入を希望するチームは、会長・役員の話合の上で決める。
- (2) 脱退をする場合は、前号に準じ脱退届を提出する。

第5条 本リーグに次の役員を置く。

会 長	1名	実 行 委 員 長	1名
副 会 長	1名	実 行 副 委 員 長	1名
審 判 部 長	1名	広 報 部 長	1名
審判部運営委員長	1名	広 報 副 委 員 長	1名
審 判 副 部 長	1名	議事録作成担当	1名

第6条 本リーグの役員は次により選任する。

- (1) 会長、副会長、会計、運営委員長は総会において推薦する。
- (2) 総会の議決は出席者の過半数の賛同を得て決定する。

第7条 本リーグ加入チームは次の会費を負担する。

- (1) 本リーグ会費は、1チーム¥120,000を負担する。
- (2) 前項にかかわらず、特別の事情がある場合は臨時徴収することが出来る。
- (3) いかなる理由でも会費の返還はしない。

第8条 本リーグ経費は、会費・寄付金・その他の収入をもって支弁する。

- (1) 会計報告は年1回とする。

第9条 本リーグの規約を変更する場合は、原則として総会の議決を要することとする。

第10条 本リーグの試合の放棄試合を2回以上行った場合は、本年度の優勝も放棄する。

第11条 本リーグに加盟するチームは、最低1名以上本リーグ主催の監督会議に出席することを義務付ける。違反チームについての罰則は次のとおりとする。

- ・リーグ戦審判の追加使役
- ・その他本リーグに対する奉仕役務

罰則の適用は都度の役員判断による決定とする。

但し、有事により監督会議に参加できない場合、会議開催日の一週間前までに役員へ連絡をし了解を得られればこの限りではない。

(抜粋及び追加、変更)

- 1、 使用球はケンコーボールM号を使用する。
(各チームは試合毎に2球準備をすること。但し、1球は新球に等しい中古でもかまわないが審判の判断によることとする)
- 2、 1試合7回制とし、1時間30分を目安に新しいイニングに入らないこと。
試合終了1時間50分を目安にイニングを終了する。
(時間が過ぎてもそのイニングは終了させる。)
(主審は、便宜上「最終回」「新しいイニングに入らない」と旨を両チームに通達するが原則として自動的に処理をする。)
- 3、 勝敗は勝点制にする。(勝ち3点・引分1点・負け0点)
(1) 順位のつけ方
2位チームが、同勝点・同勝率の場合、下記の方法で順位をつける。
①同勝点 ②勝率 ③直接対決の勝敗 ④直接対決の得失点 ⑤前年度の順位
3位以降のチームが、同勝点・同勝率の場合、同順位とする。
(2) 優勝決定戦をおこなう場合
1位チームが、同勝点・同勝率の場合、優勝決定戦を行う。
- 4、 規定打席は [試合数×2打席] とする。
- 5、 コールドゲームについて
4回10点差、5回7点差でコールドゲームとする。
(雨などで中断が余儀なくされ続行不可能と判断された場合、4回表裏の攻防が終了している試合は成立とみなす。終了していない場合はノーゲームとする。)
- 6、 <放棄試合の扱い>
★1回目
罰金10,000円の徴収
★2回目以降
罰金20,000円の徴収及び当該年度の優勝権利の剥奪
(試合開始予定時刻になっても相手チームの選手が最低9名集まらない場合はその時点で不戦勝とする。)
(放棄試合の相手チームには、罰金から5,000円が支給される。)
また試合途中での放棄試合は、途中までのスコア表は集計する。
- 7、 アピールプレイは監督(代理人)に限る。
(メンバー表提出時、監督を明記する。)
- 8、 金属スパイクは使用禁止とする。
(使用している選手がいた場合には履き替えを命ずる。これに従わない場合は没収試合にすることもある。)
- 9、 捕手はプロテクター・レガース及びヘルメットの着用を義務化とする。
- 10、 打者及び走者はヘルメットの着用を義務化とする。
『暫定措置』
新規加盟チームに関しましては、レガース、ヘルメット等の着用に関して暫定期間を設けるがなるべく早く調達すること。
- 11、 攻守交代は駆け足で行うこと。
(試合中は主審の指示に従う。)
- 12、 試合終了後、勝利チームはグラウンド整備を行うこと。また各チームベンチ内の清掃に心掛けること。
- 13、 施行ルールは全日本軟式野球連盟野球規則に準ずる。
但し、各球場に応じて特別ルールも併用する。(詳細は別紙参照の事)

14. 《雨天中止について》

第一試合開始前の中止の決定は各球場における第一試合の主審が1時間前までに決定し、グラウンド状況の分かる写真と共に連絡する。又、試合中に雨が降った場合は審判と両チームで協議し中断ならば10～15分様子を見る。その後試合が再開された場合は試合時間は中断した時間分減る。(中断時間を含め1時間50分)中止と判断された場合は、当該試合以降の試合を全て中止とする。もし、第一試合から中止となっても天候及びグラウンドの状況によりその後の試合を行えそうな場合は各チーム協力してできる限り試合を行うこと。

※尚、原則的な連絡方法は遊球連盟LINEグループによって行い該当するチームの代表者は、当該試合の主審より送信される中止連絡を確認次第、同LINEグループに速やかに返信をし双方の意思確認の成立とする。返信なき場合は緊急連絡先(別紙参照)に連絡をする。

15. 《助っ人制度について》

人数不足により試合が行えない場合、救済措置として助っ人制度を次のように規定する。

(1)各チーム一試合あたり2名まで使用できる。

(2)助っ人要請は助っ人用グループLINEに連絡し、各チームが協力することで助っ人派遣者を決定する。

(3)助っ人により試合に参加する者は投手及び捕手以外のポジションで打順も8番及び9番に限定とする。

(4)助っ人を利用したチームは、助っ人一人当たり2,000円の罰金を徴収する。

徴収した罰金は助っ人として出場した選手にお支払いする。

※助っ人使用試合担当の審判は、記録用紙に詳細を記入すること。又、罰金徴収については必ず連盟管理の下行うこととする。

(5)助っ人を利用したチームは、助っ人一人で2点、、二人で3点を相手チームの初回に得点を与えることとする。

16. 《選手の新規登録について》

新規登録については、「名古屋遊球連盟選手登録書」にて連絡をする。

追加登録については、「選手追加登録用紙」にて連絡をする。

尚、追加登録の提出期限は当該選手が出場する試合の前日までとする。

諸事情により前日までの登録ができない場合、試合当日の提出も認めるが当該選手は投手及び捕手での試合出場は認められません。

(打者としての打順は8～10番のみとする。)

※上記規定を違反した場合は当該チームのみ放棄試合とする。

選手登録に関する連絡は、すべて松下を窓口とする。(メール、FAX、LINE)

17. 《審判について》

審判担当チームは2名(主審・塁審各1名)選出すること。試合中の主審の交代は原則として認めないものとする。

又、審判道具としてプロテクターとボールケースを各チームに1セット支給する。第一試合の審判は審判道具を連盟倉庫より運搬しグラウンドを作成し、最終試合の審判は審判道具を連盟倉庫に返却する。

※リーグ戦の審判代は各チームの審判部登録者が審判服着用で審判を行った場合、一試合につき¥2,000の支給とする。また審判道具運搬代は、搬出する第一審判はグラウンド作成代も含み¥1,000、搬入する最終審判は¥500を支給する。

(審判道具搬送代は、倉庫内の所定用紙に記入しないと支給されない。)

(試合が雨天中止の場合、搬入出を所定用紙に記入し、グラウンド状況のわかる写真と共にLINEにて中止連絡を行っている場合は、担当チームに¥1,000を支給する。)

※審判登録者は、各チーム2～5名登録でき、登録者は必ず審判講習会を受講する事。

18. 《記録記入について》

試合成績の記録については各チームにて行うこととする。

19. 《選手表彰について》

MVPについては連盟役員にて選出することとする。

20. 《DH制度について》

DH制度は、1つのポジションで10人攻撃となり、他ポジションと交替が可能である。

DH制度を使用する場合、試合終了まで10人で戦うこと。